

北海道選挙管理委員会告示第3号

令和4年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和4年3月3日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	89,558
3分の1の数	659,734

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	70,248	根室市	6,999
札幌市北区	80,775	千歳市	27,317
札幌市東区	74,749	滝川市	11,320
札幌市白石区	61,784	登別市	13,433
札幌市厚別区	36,494	恵庭市	19,708
札幌市豊平区	65,205	伊達市	9,511
札幌市清田区	31,418	北広島市	16,523
札幌市南区	39,276	北斗市	12,729
札幌市西区	62,472	空知地域	47,804
札幌市手稲区	40,156	石狩地域	21,800
函館市	72,722	後志地域	24,647
小樽市	32,813	胆振地域	14,603
旭川市	94,779	日高地域	17,950
室蘭市	23,435	渡島地域	24,583
釧路市	47,412	檜山地域	9,951
帯広市	47,229	上川地域	35,616
北見市	33,088	留萌地域	12,465
岩見沢市	22,824	宗谷地域	8,006
網走市	9,772	オホーツク東地域	16,348
苫小牧市	48,010	オホーツク西地域	18,552
稚内市	9,299	十勝地域	47,275
江別市	34,145	釧路地域	16,548
名寄市	7,705	根室地域	13,141

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,319
	3分の1の数	121,972
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,636
	3分の1の数	155,300
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,717
	3分の1の数	155,968
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,666
	3分の1の数	77,760